

令和8年度電子契約サービスの提供 に係る入札説明書

(内訳)

- 入札説明書
- 様式例示

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県総合政策部デジタル推進課

(電話) 099-286-2366

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
令和8年度電子契約サービスの提供
- (2) 調達をする役務の特質等
仕様書のとおり
- (3) 役務の提供期間
令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

2 入札に参加する者に必要な資格及び審査

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により、入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有する者であること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札金額

入札金額は、1の(3)の役務の提供期間における当該役務に必要となる全ての経費を含む金額を記入すること。（「入札書作成見本」参照）

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和8年3月27日（金）午後4時30分
- イ 場所 鹿児島県庁行政庁舎7階会議室（7-政-1）

(4) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - (イ) 交付場所 鹿児島県総合政策部デジタル推進課デジタル県庁推進班
鹿児島市鴨池新町10番1号
 - (イ) 交付期限 令和8年3月13日（金）午後5時

(5) 入札説明会

実施しない

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(4)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引き受

け又は保証若しくは裏書した手形、郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る。）でも可）を令和8年3月27日（木）午後2時までに納付すること（納付に際しては、事前に10の問合せ先に連絡すること）。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

また、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と当該入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格 設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、以下の方法で契約書案を提出しなければならない。

- (1) 紙で契約する場合、記名押印した契約書の案を提出
- (2) 電子契約をする場合、記名した契約書の案及び電子契約サービス利用申出書を電子メールに添付して提出

- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県総合政策部デジタル推進課デジタル県庁推進班
郵便番号：890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号：099-286-2366（ダイヤルイン）

ファックス番号：099-286-5527

電子メール：d-kenchou@pref.kagoshima.lg.jp

11 質疑と回答

本入札説明書及び仕様書等に関する質疑については、様式例示の中にある「質疑書」によるものとし、回答は書類を配付した者全員に対して行う。

なお、当該回答文書は、本入札説明書及び仕様書等に対して追加又は修正したものとみなす。

(1) 提出場所

10に同じ。

(2) 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時

(3) 質疑方法等

質疑書は、持参、郵便又は電子メールによるものとし、提出期限まで随時受付を実施する。

12 その他

(1) 鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、契約の相手方も公開することになるので、理解の上、入札に参加すること。

(2) 本入札に係る仕様書により知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。